

# ○中空知衛生施設組合の議会議員等の報酬及び 費用弁償に関する条例

〔昭和44年7月9日〕  
条 例 第3号

## （目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）の議会の議員（以下「組合議員」という。）及び監査委員（構成市町の常勤の監査委員を除く。以下同じ。）に対して支給する議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （報酬）

第2条 組合議員及び監査委員（以下「組合議員等」という。）が職務に従事したときは、議員報酬又は報酬を支給する。ただし、組合議員が組合市町の長である場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する議員報酬又は報酬の額は、1日につき6,800円とし、その職務に従事した都度速やかに支給する。

## （旅行による費用弁償）

第3条 組合議員等が公務のため旅行したときは、その旅行についての費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分1級による額とし、その支給方法等については、同条例の例による。

## （会議出席等の費用弁償）

第4条 前条に規定するもののほか、組合議員等で居住地から目的地までの距離が2キロメートル以上あるものが、組合の議会の招集等に応じ組合の議会等に出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、組合市町の公用車を使用して出席した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鉄道運賃及びバス料金相当額とする。

## （規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

### （暫定措置）

2 当分の間、組合議員等の議員報酬又は報酬の額は、第2条第2項の規定にかかわらず、1日につき6,500円とする。

3 第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「1級」とあるのは、「3級」とする。

附 則（昭和45年2月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月9日から適用する。

附 則（昭和46年6月8日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年12月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月6日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則（昭和62年5月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月7日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月9日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月6日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月3日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月5日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 （抄）

附 則（平成13年12月7日条例第2号）

この条例は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。